

旭川医科大学教育センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭医大達第52号  
平成30年8月31日

旭川医科大学長 吉田晃敏

旭川医科大学教育センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学教育センター規程（平成18年旭医大達第95号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。	第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。
(1) <u>学長が指名する副学長</u> （新設）	(1) 学長が指名する学長補佐
(2) 学長が指名する学長補佐	(2) センター専任の教員
(3) センター専任の教員	(3) <u>入学センター副センター長</u>
(4) <u>入学センター専任の教員 1人</u>	(4) 卒後臨床研修センター副センター長 1人
(5) 卒後臨床研修センター副センター長 1人	(5) センター兼務の教員
(6) センター兼務の教員	(6) 教務部長
(7) 教務部長	(7) 学生支援課長
(8) 学生支援課長	(8) その他学長が指名する者
(9) その他学長が指名する者	
2 センターにセンター長を置き、 <u>前項第1号に規定する者</u> をもって充て、センターの業務を掌理する。	2 センターにセンター長を置き、 <u>学長が指名する学長補佐</u> をもって充て、センターの業務を掌理する。
3 センターに副センター長を置き、センター専任の教授をもって充て、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。	3 センターに副センター長を置き、センター専任の教授をもって充て、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
4 第1項第 <u>6号</u> 及び第 <u>9号</u> の者は、学長が委嘱する。	4 第1項第 <u>5号</u> 及び第 <u>8号</u> の者は、学長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第6号及び第9号の者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(略)

附 則

この規程は、平成30年8月31日から施行し、改正後の第4条第1項、第2項、第4項及び第5条の規定は、平成30年7月1日から適用する。

**【改正理由】**

教育センターの組織の見直しを行い、もってセンターの円滑な運営を図るものである。

(任期)

第5条 前条第1項第5号及び第8号の者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(略)